

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 18 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課

4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る
診療時間変更等に係る取扱いについて

日頃より厚生労働行政の推進につきましては、御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 14 日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）が公布・施行されたことに伴い、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの間については、10 日間連続の休日（以下「10 連休」という。）となります。

10 連休中の診療に対応するため、診療日や診療時間を変更する医療機関があると想定されますが、既に本年 2 月に実施された全国医政関係主管課長会議においてお伝えしているとおり、当該変更については、医療法に基づく届出は不要です。

10 連休が近づいてまいりましたので、改めて内容を御了知いただくとともに、貴管下の医療機関への御周知のほど、よろしくお願いいたします。